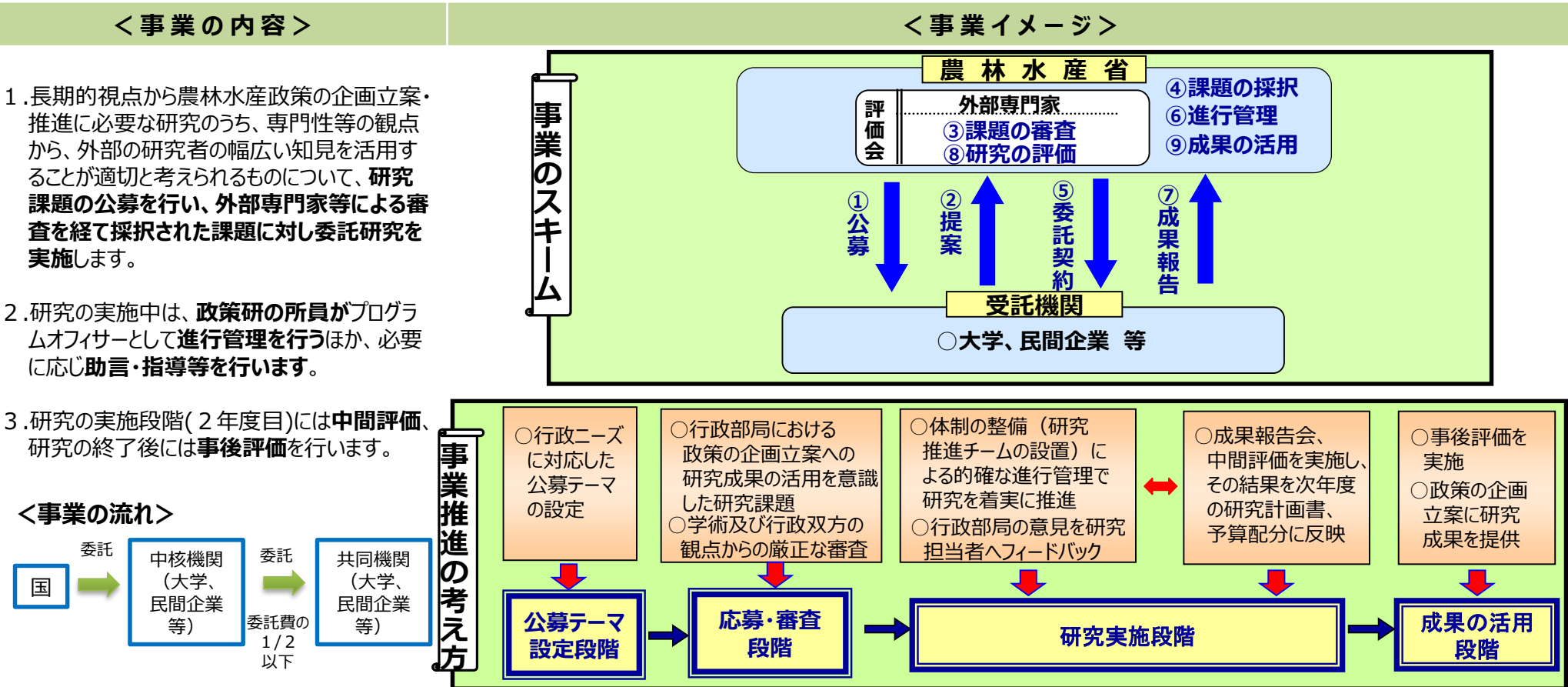


＜対策のポイント＞

行政部局からの政策研究ニーズに対応していくため、外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と考えられるものについて、公募方式により大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用した研究を推進します。

＜政策目標＞

農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を行政部局に提言します。



<対策のポイント>

我が国食産業の海外展開を更に推進し、農林水産物・食品の輸出拡大等に資するため、①官民協議会の運営と情報収集・専門的調査、②二国間政策対話等の開催、③海外進出に取り組む民間企業への支援を実施します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

<事業の内容>

1. 官民協議会の運営と情報収集・専門的調査

- グローバル・フードバリューチェーン戦略推進のプラットフォームであるグローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会等を開催・運営するとともに、海外の農業・貿易投資環境に関する情報収集、相手国への効果的な政策提言に必要な専門的調査等を実施します。

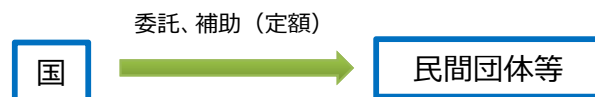
2. 二国間政策対話等の開催

- 官民連携で相手国への働きかけ等を実施するため、二国間政策対話や官民フォーラム・セミナーの開催、官民ミッションの派遣等を実施します。

3. 海外進出に取り組む民間企業への支援

- 我が国食産業の海外展開を更に推進するため、海外進出に取り組む民間企業が行う事業化可能性調査、専門家の派遣・招へい、連携先の開拓等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

課題

- 各国・地域との外交における我が国民間投資による経済協力の推進
- 輸出促進をはじめ攻めの農林水産業の一層の推進

事業内容

1 官民協議会の運営と情報収集・専門的調査

協議会での議論・調査結果に基づく政策提言等の策定

2 二国間政策対話等の開催

二国間対話等に基づく企業進出の促進

3 海外進出に取り組む民間企業への支援

実施結果の
フィードバック

成果

我が国食産業の海外展開を推進するとともに、農林水産物・食品の輸出拡大等に資する。

【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
食料産業局企画課（03-3502-5742）

<対策のポイント>

中南米5カ国（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー）の日系農業者等の若手世代の育成や日本の地方企業との農業ビジネス創出により、**日本と中南米の農業・食産業分野の連携・交流の強化や、我が国の食産業の中南米進出等への貢献を図ります。**

<政策目標>

- 研修修了者の8割以上が、5年以内に日系農業関係者のリーダー又はリーダー候補生となる。
- セミナーやビジネスマッチングに参加した研修修了者や中南米の企業から5者（社）以上が、事業終了後5年以内に日本の地方企業のパートナーとなる。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中南米の日系農業者等との連携交流

- ① 日系農業者団体に加え、**同団体に属さない日系農業者や日系の食産業関係者を交えた連携強化会議を開催し、組織間の連携を強化します。**
- ② 連携強化会議に併せて、若手農業者等を対象にした交流会議を開催します。

2. 次世代リーダーとなる若手農業者等の育成

- ① **若手農業者等や日系農協の女性農業者を対象に、日本に招へいして高付加価値化や6次産業化等について座学と実習を通じた研修を実施します。**
- ② **日本人専門家を中南米に派遣し栽培技術等について研修を実施するとともに、中南米における農業先進地等の視察を実施します。**

3. 日本の地方企業とのビジネス創出

- ① 中南米の県人会と繋がり深い都道府県との連携の下、**研修で招へいした若手農業者等と地方公共団体や企業とのマッチングを実施します。**
- ② 日本の地方企業を中南米へ派遣しビジネスセミナーを開催します。



日系農業者等との連携交流（連携強化会議）



日本招へい研修
（ハウス栽培）



専門家派遣研修
（有機栽培用の土壌作り）



ビジネス創出事業（ビジネスセミナー後の商談）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5914）

＜対策のポイント＞

海外におけるインフラ受注において、我が国が**価格競争だけで他の競合国に勝つのは困難**となってきたことから、質の高い**食のインフラ輸出を推進**するため、生産・製造・加工、流通、消費の各段階における様々なフードバリューチェーン構築に係る**技術の優位性・パッケージ化等**に関する調査・検討を行います。

＜政策目標＞

我が国企業の海外展開の促進により、政府が取り組むインフラシステム輸出の拡大に貢献（約21兆円〔平成28年〕→約30兆円〔平成32年〕）

＜事業の内容＞

インフラ輸出技術利活用検討調査事業 17（17）百万円

○ 優位技術・パッケージ化の調査

我が国の**食のインフラに係る技術**について、現地調査や企業への聴き取り等を通じ、相手国のニーズ、我が国の**技術の優位性**、競合国の動向、**他の技術とのパッケージ化**（我が国企業・ODAのみならず、現地・第三国企業との連携を含む）の可能性等を調査します。

○ インフラ技術活用のための研究会の開催

有識者によるインフラ技術活用のための研究会を開催し、我が国の食のインフラに係る**技術の優位性とパッケージ化**、当該技術の利活用による**食のインフラ輸出の推進等**について検討します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



アジア・アフリカ地域におけるフードバリューチェーン構築のための人材育成事業

【平成31年度予算概算決定額 57（57）百万円】

<対策のポイント>

開発途上国におけるフードバリューチェーン（FVC）構築の状況に応じて、農業生産者を対象とした農産物の生産性・品質向上のための技術指導及び農家研修を行うとともに、現地の食品加工や流通に携わる民間企業等を対象とした農産物等の付加価値を高めるための研修、セミナー等を総合的に実施します。

<政策目標>

- 農業者（研修生）が、研修終了後5年以内に地域の中核農家になる。
- 研修やセミナーの受講生から3者（社）以上が、事業終了後5年以内（平成37年度まで）に日本の食関連企業のパートナーになる。

<事業の内容>

1. 農業者に対する農業生産技術指導（補助） 19（19）百万円

- 現地において農作物の生産性・品質を向上させるために必要とされる農業生産技術を特定し、技術指導等を通じた人材の育成と、フォローアップ等を通じた技術の定着を図ります。

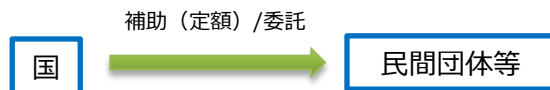
2. 農業者招へいによる実践的な農業研修（補助） 19（19）百万円

- 地域農業リーダーとしての活動が期待される現地農業者を、我が国の中核的な農家で一定期間滞在させ、生産・加工・流通・販売活動を含めた包括的かつ実践的な研修を実施するとともに、地域の組織化のノウハウ等を学ぶ交流活動を実施します。

3. 食産業関係者に対する研修、セミナー（委託） 19（19）百万円

- 現地の食品加工や流通に携わる民間企業等を対象に、収穫した農作物等の付加価値を高めるための研修、セミナー等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農業者に対する農業生産技術指導



堆肥の技術指導



果樹の技術指導

2. 農業者招へいによる実践的な農業研修



野菜の選別実習



果樹の技術実習

3. 食産業関係者に対する研修、セミナー



食品加工機械の実演研修



コールドチェーンのセミナー

【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）

アフリカ等のフードバリューチェーン課題解決型市場開拓事業

【平成31年度予算概算決定額 31（36）百万円】

<対策のポイント>

アフリカ等において、**日本企業と現地起業家等が協働して行う事業の実証・評価等の活動を支援**することにより、アフリカ等における農業・食に係る課題を解決するとともに、日本企業による途上国への事業展開を促進します。

<政策目標>

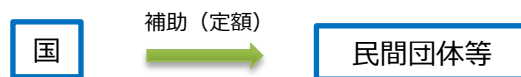
事業完了後3年以内に、支援した案件のうち3件以上が事業化に向けた取組を開始（アフリカ等での事業化の取組開始3件以上（平成35年度））

<事業の内容>

日本企業と現地企業等の協働実証・評価事業 31（36）百万円

- アフリカ等の途上国では農業者が多く、農業が主たる産業となっていますが、農業機械を含めたインフラの不足、未熟な農業技術及び農産物加工技術、肥料等の投入不足等により、農業者を始めとした食産業関係者の所得は低迷しています。
- 他方、アフリカ等においては、社会課題の解決に貢献するため、現地で起業した日本人が各地で活動しています。
- 本事業では、このような現地起業家等と日本企業が協働し、現地の農業・食に係る課題解決に貢献する事業の実証・評価等の活動を支援し、貧困の削減等の途上国の開発を促進するとともに、日本企業による途上国への事業展開を促進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

現地日本人起業家

マンゴー等を原料としたドライフルーツの製造・販売をしているが、品質や収量が安定しない。



糖度計等製造メーカー

開発途上国への市場参入に関心があるが、参入検討に必要な情報や人的ネットワークが不足。



ハンディ土壤診断計・糖度計

協働

・品質向上に伴う農業者の収入の増加
・品質管理の高度化に伴う先進国市場への輸出等の販路拡大



・実現性の高い事業計画
・現地ユーザーの意見を踏まえた製品等の開発
・現地パートナーとのネットワーク構築

【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-8058）

＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、H A C C P の考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化**することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保します。

＜政策目標＞

①家畜の伝染性疾病の感染拡大防止・清浄化の推進、②地域一体となった農場の生産性向上に向けた家畜衛生対策への意識向上、③生産者による飼養衛生管理の向上、④吸血昆虫が媒介する流行性疾病的発生予防、⑤農場H A C C Pに関する取組農場の拡大意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策【拡充】

- ① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、E B L（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢・粘膜病に対し、感染拡大の防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援**するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。
- ② **地域生産性向上衛生対策**：地域で課題となっている**生産性に影響を及ぼす疾病による損耗軽減**に向け、関係者一体となった**取組を推進**するため、**地域カルテ・農場カルテの作成、管理獣医師による衛生管理指導等**を支援します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

- 生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援します。

3. 農場H A C C P導入推進強化事業【拡充】

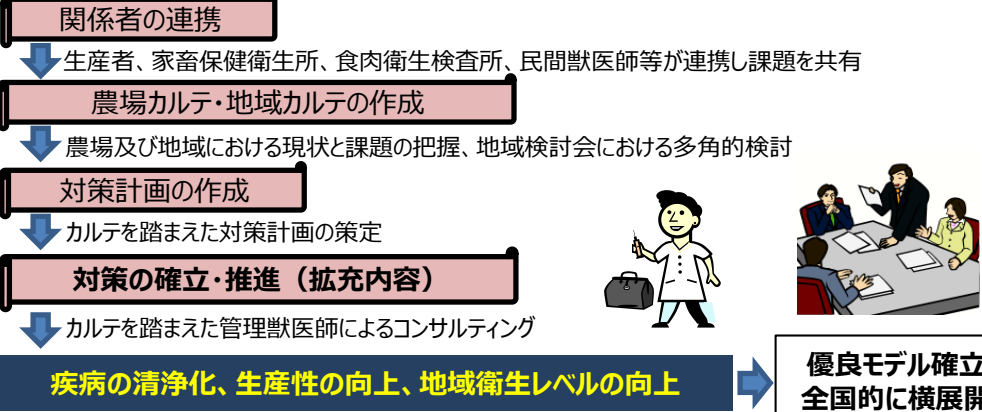
- 農場H A C C Pの取組による経営メリットが確認できる事例について、畜種ごとに定量的に分析し、広く紹介・周知するとともに、農場指導員の養成を行います。加えて、海外のバイヤー等に農場H A C C Pについて周知し、**海外からの農場H A C C P認証農場の視察を受け入れます。**

＜事業の流れ＞

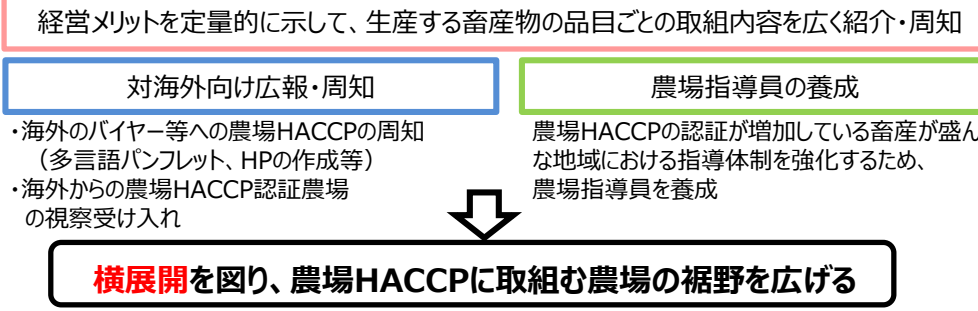


＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上衛生対策＞



＜事業3：農場H A C C P導入推進強化事業＞



<対策のポイント>

6次産業化の取組拡大に向け、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援するとともに、6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集、情報発信等を行います。

<政策目標>

6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→10兆円〔平成32年度まで〕）

<事業の内容>

1. 関係機関と連携を確保したサポート機関の支援 502 (524) 百万円

- 都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援します。

2. 広域で6次産業化等に取り組む事業者向けの支援 129 (144) 百万円

- 6次産業化等に取り組む農林漁業者等の取組の広域化や高度・専門的な課題に対応するため、6次産業化中央サポートセンターの設置を支援します。

3. 外食・中食等における国産食材の活用促進 47 (40) 百万円

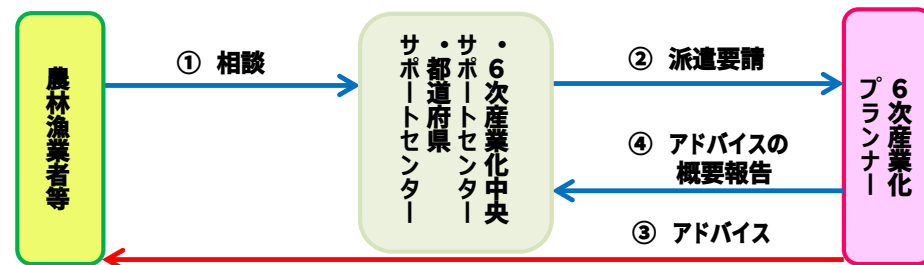
- 外食・中食関連事業者等が実施する農林漁業者と外食・中食事業者のマッチングやジビエ肉の商談会、情報共有体制構築の取組を支援します。

4. 6次産業化普及啓発委託事業 22 (一) 百万円

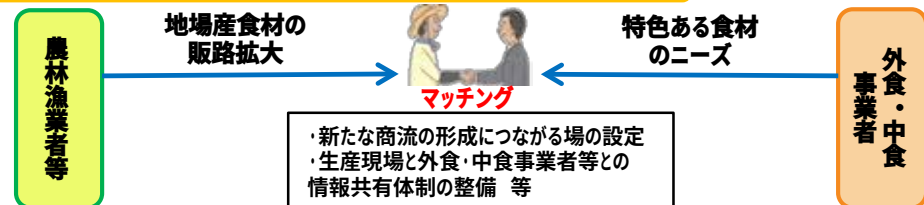
- 6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集・表彰、情報誌・インターネット等による情報発信、消費者と農林漁業者の交流機会の創出等を通じた普及啓発を行います。

<事業イメージ>

1、2 6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援体制の整備支援



3 外食・中食等における国産食材の活用促進



4 6次産業化普及啓発委託事業



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 1, 2, 4の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)

3の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7177) 5

食料産業・6次産業化交付金のうち 地域での食育の推進

【平成31年度予算概算決定額 1,434（1,678）百万円の内数】

<対策のポイント>

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、**地域関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

<事業イメージ>

○ 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダーの育成やその活動促進を支援します。

○ 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

○ 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

○ 和食給食の普及

和食給食の普及に向けた献立の開発や子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。

○ 共食の機会の提供

地域における共食のニーズの把握や共食の場の提供に向けた生産者とのマッチング、共食の場における食育の取組を支援します。

○ 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの実施を支援します。

目標（第3次食育推進基本計画に掲げられたもののうち食文化の継承等当省関連）

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験



地域食文化の継承

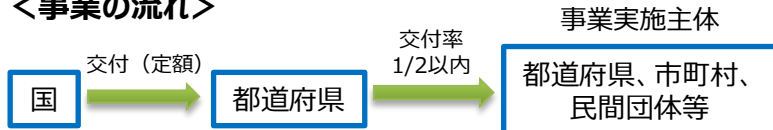


共食の場における食育



- ・食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

<事業の流れ>



第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

<対策のポイント>

食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の義務化に対応し、国内の品質管理及び消費者の信頼を向上させることで、日本の農林水産物・食品の競争力を強化するため、必要となる手引書の作成や人材育成のための研修会開催の支援を行います。

<政策目標>

食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している割合（34%〔2017年度〕→80%〔2021年度〕）

<事業の内容>

1. 農林漁業者等向けHACCP手引書の作成

- 調理・販売等の事業を行う農林漁業者等をはじめ、関連する業界団体が無い又はサポートが困難な業態の食品等事業者向けの手引書作成を支援します。

2. 食品等事業者向けの研修等による人材育成支援

- 食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の義務化に対応するとともに、CSR（企業の社会的責任）のマネジメントの体制の構築ができるように、危害要因データの収集・提供や食品等事業者の品質管理担当者等向けの研修会開催による人材育成を支援します。

3. HACCP伝道師養成研修の開催支援

- 手引書を参考にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う、農林漁業者を含む食品等事業者が適切に対応できるよう、現場の実態に即し指導・助言できる伝道師の養成研修の開催を支援します。

4. 食品業界団体のHACCP手引書作成支援

- 食品・業態ごとの業界団体による手引書作成を支援します。

<事業イメージ>

手引書の作成支援

- ・食品業界団体向け
- ・調理、販売等を行う農林漁業者等向け

研修会の開催支援

- ・品質管理担当者向け
- ・伝道師向け

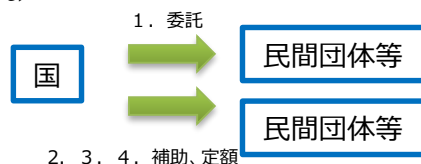


HACCPに沿った衛生管理の義務化に対応し、国内の品質・安全管理及び消費者の信頼を向上



日本の農林水産物・食品の競争力強化

<事業の流れ>



<対策のポイント>

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、**農林漁業者等の加工・直売の取組、地域での食育の推進、持続可能な循環資源活用の推進、研究開発・成果利用の促進のため、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援します。**

<政策目標>

- 6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→10兆円〔平成32年度まで〕）
- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大〔平成37年まで〕

<事業の内容>

1.加工・直売の取組への支援

- 農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組及び加工・販売施設等の整備を支援します。

2.地域での食育の推進

- 地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験、食育推進リーダーの育成、共食の機会の提供、食品ロスの削減の取組等の食育活動を支援します。

3.持続可能な循環資源活用の推進

- バイオマス産業都市におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等及び施設整備、営農型太陽光発電の高収益農業の実証試験等の取組、メタン発酵消化液等の肥料利用促進のための取組^{※1}、フードバンク活動推進のための取組^{※1}を支援します。

※1 持続可能な循環資源活用総合対策事業から移管

4.研究開発・成果利用の促進

- 新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

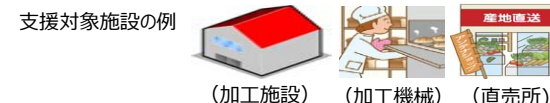
<事業イメージ>

1. 加工・直売の取組への支援

<新商品開発、販路開拓等の取組支援>



<加工・販売施設等の整備の支援>



2. 地域での食育の推進

<地域の関係者が連携して取り組む食育活動を推進> (農林漁業体験) (食文化継承の取組)



3. 持続可能な循環資源活用の推進

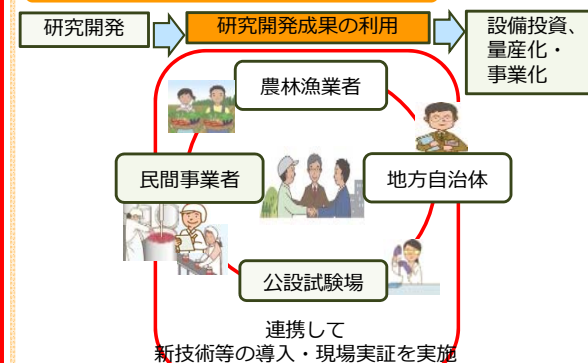
<メタン発酵消化液等の肥料利用の促進>



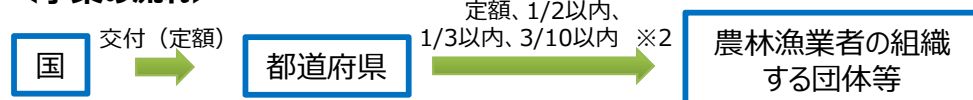
<フードバンク活動の推進>



4. 研究開発・成果利用の促進



<事業の流れ>



※2 事業ごとに交付率は異なります。

【お問い合わせ先】食料産業局バイオマス循環資源課（03-6438-6477）

＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用・GIの海外との相互保護実現のため、GIの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の調査を踏まえ、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円[平成29年] → 1兆円 [平成31年まで]）

＜事業の内容＞

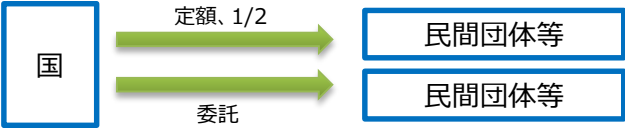
1. 地理的表示保護制度活用促進事業

- 国内外におけるGI登録申請、展示会の開催、海外での侵害対策等を支援します。
 - ① GI保護制度の推進
GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
 - ② 知的財産・地域ブランドビジネス化支援
GI製品の紹介やGI保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。
 - ③ 海外でのGI保護・侵害対策
海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用への対応を支援します。

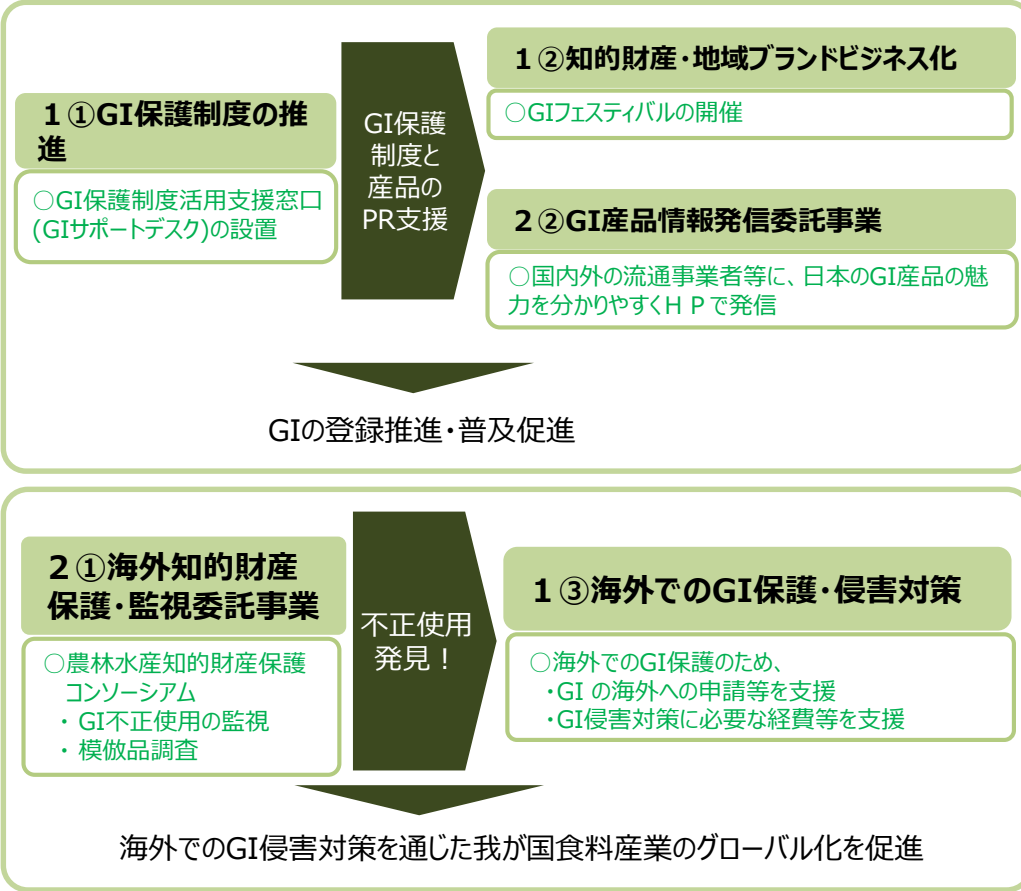
2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

- 海外でのGI製品の名称等を監視し、世界に向けて我が国GI製品の情報発信を行います。
 - ① 海外知的財産保護・監視委託事業
海外での我が国GI製品の模倣品やGI製品の名称を監視します。
 - ② GI製品情報発信委託事業
国内外の事業者及び消費者に向けて、GI製品の魅力を複数言語で発信します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、地理的表示（GI）の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行います。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

<事業の内容>

1. 日EU・EPAの発効を踏まえた緊急実態調査

- GI保護対象の拡大に向けた流通実態調査
POSデータを活用した商品名称の把握
インターネット通販サイト検索による商品名称の把握
- EU産GIチーズの国内加工施設等の実態調査
EU産GIチーズ（スライス、カット等の加工地域を制限）に対する日本の加工実態を把握し、発効後の協議に活用

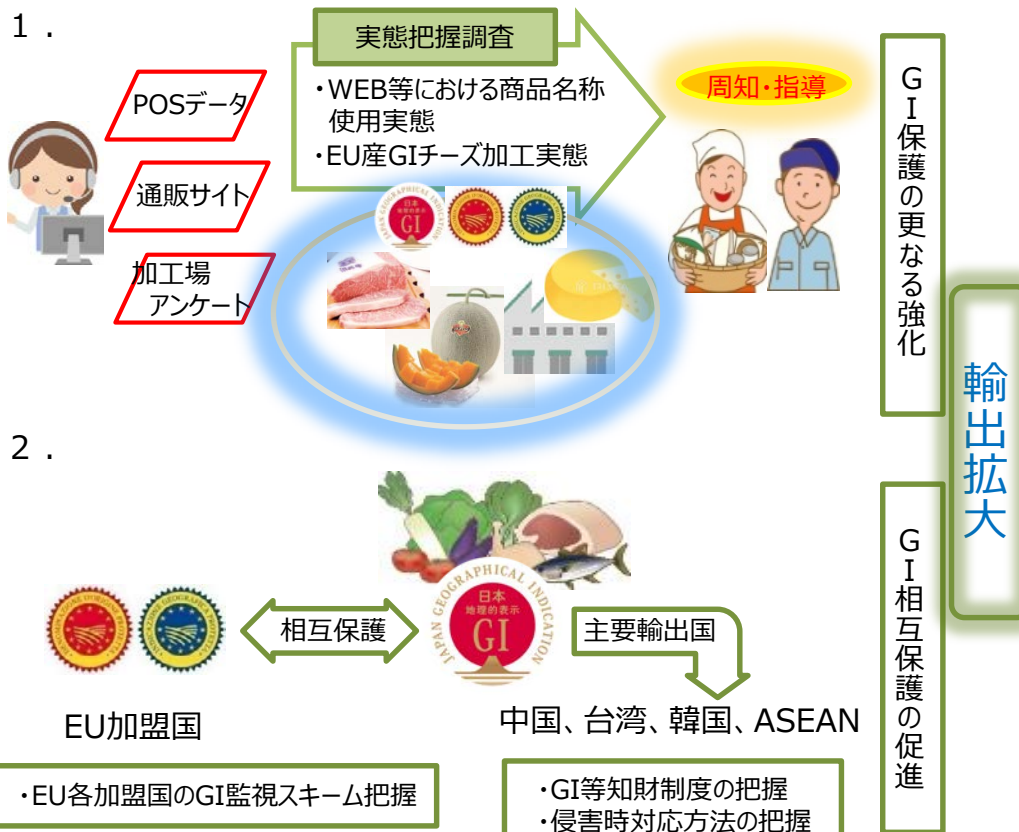
2. GI相互保護の促進に向けた制度調査

- EUのGI監視スキーム等実態調査
EU加盟国のGI監視スキーム等を把握
- 主要輸出国の知財制度等実態調査
日本の農産物の主要輸出国のGI制度や関連する知財制度及び侵害時の対応方法を把握

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、有機農業者のネットワーク構築や実需者との意見交換等の有機ビジネスの実践拠点づくり、販売戦略の企画・提案、自治体間のネットワーク構築等を支援します。

<政策目標>

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合：1%

<事業の内容>

<事業イメージ>

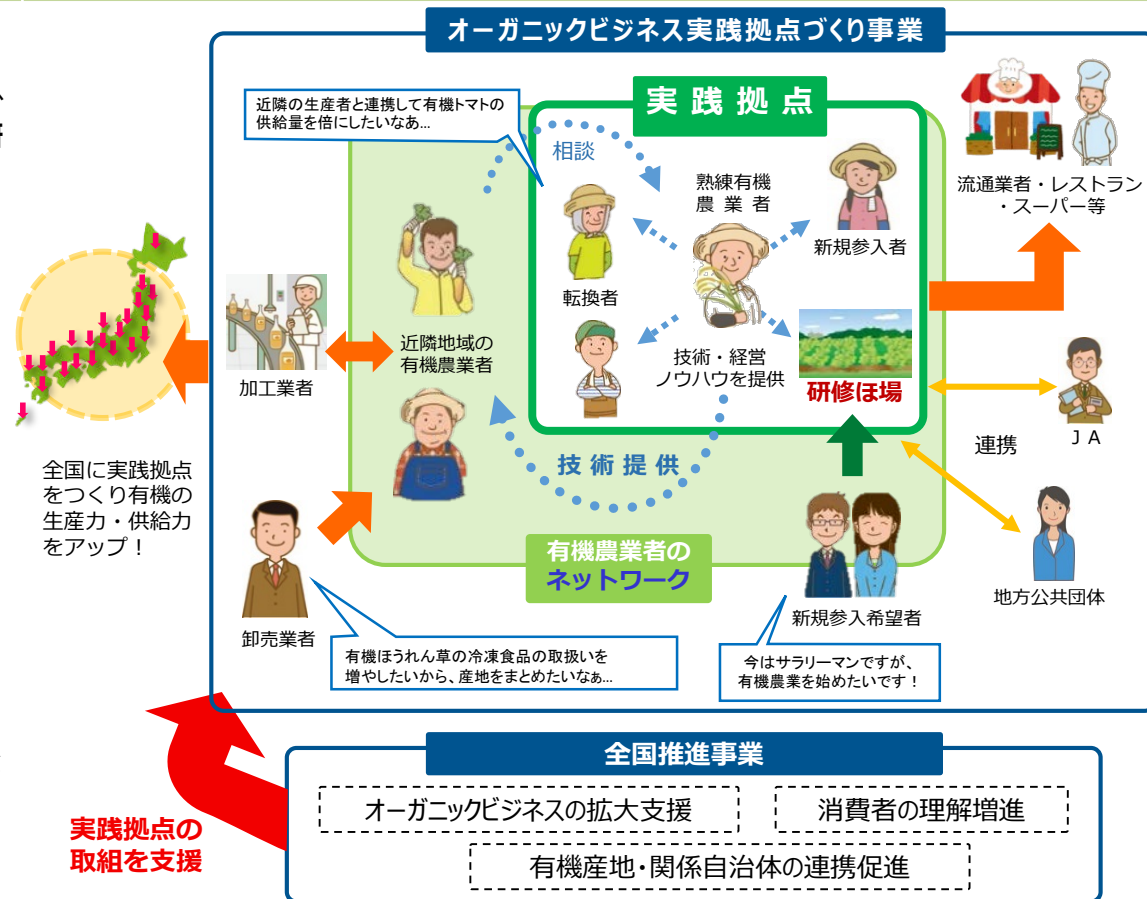
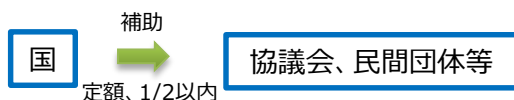
1. オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

- ① 有機農業者のネットワーク構築、関連事業者や実需者との意見交換、有機農業者の技術・経営力向上研修会の開催、新規参入者向け研修場の設置の取組等を支援します。
- ② 有機農業への新規参入者等に対し、熟練有機農業者が行う現地指導の取組を支援します。

2. 全国推進事業

- ① オーガニックビジネスの拡大支援のため、販売戦略を企画・提案するオーガニック・プロデューサーの選定・派遣、オーガニック・プロデューサーによる実需との商談等を支援します。
- ② 消費者等の理解増進のため、有機農産物等の特徴や表示をわかりやすく伝える資料の作成や啓発活動を支援します。
- ③ 有機産地・関係自治体の連携を促すため、実践拠点に共通する課題等への対応、研修受け入れ農業者に対する研修会の実施、学校給食への活用などの取組を共有する自治体間のネットワーク構築等を支援します。

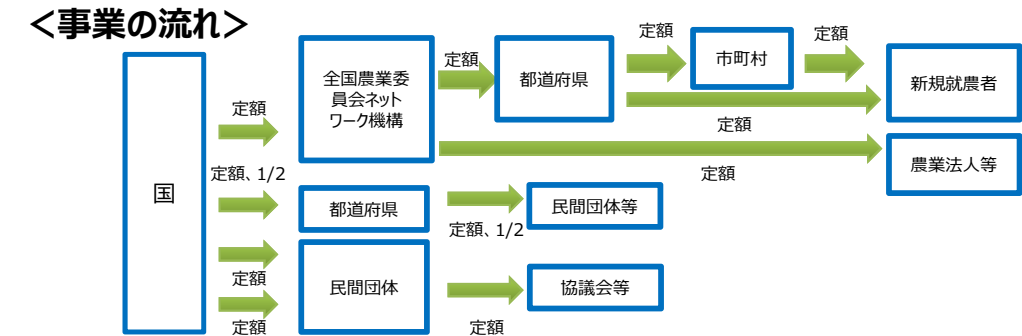
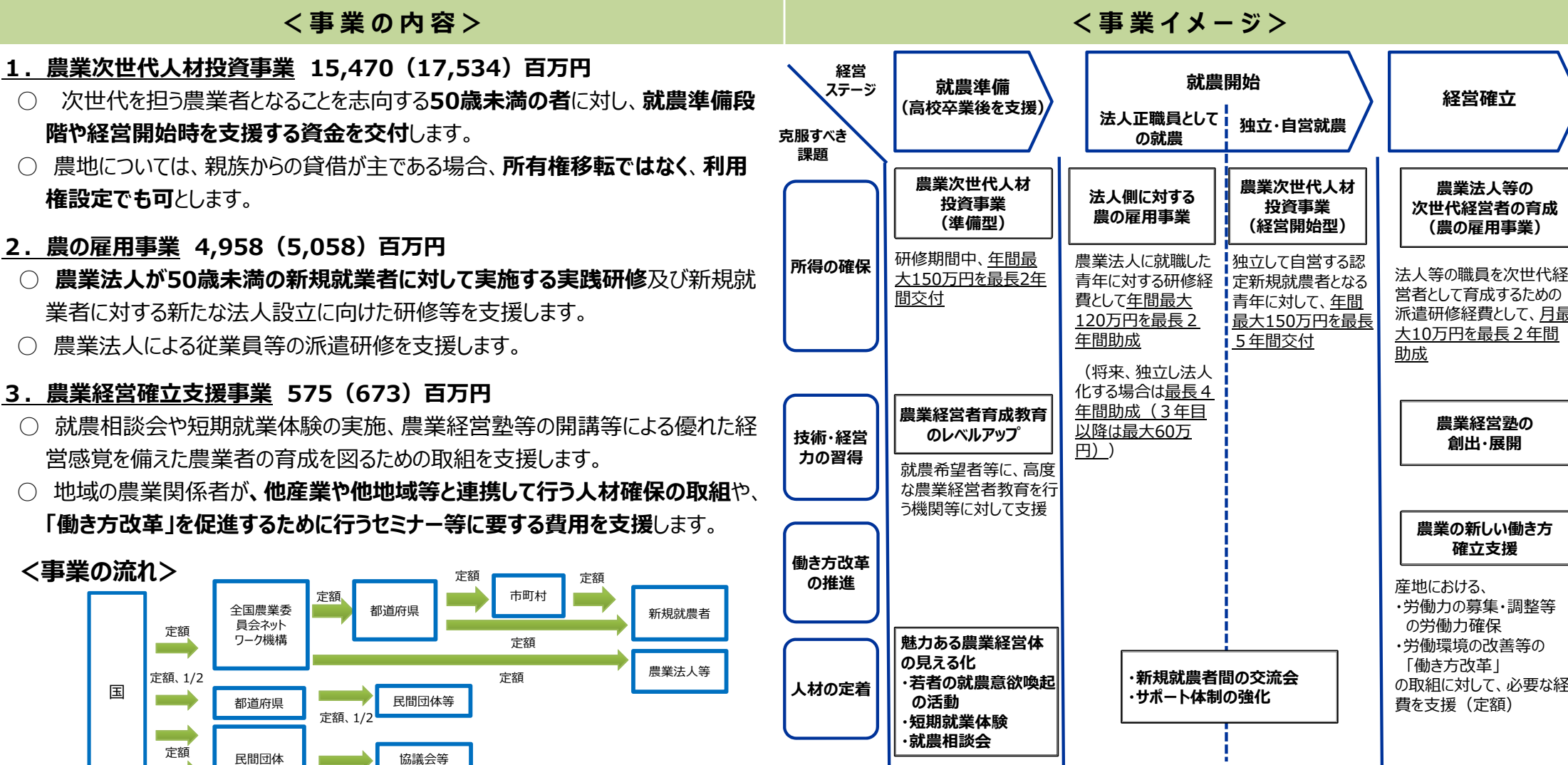
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課（03-6744-2114）

<対策のポイント>
農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業において支援する**新規就農者の年齢を原則45歳未満から50歳未満まで引き上げます。**
農業次世代人材投資事業において、**親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可とします。**

<政策目標>
新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大〔平成35年度まで〕



＜対策のポイント＞

地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業経営者の育成を支援します。また、農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、意欲ある経営体での実証及び効果の検証等を行い、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指します。

＜政策目標＞

農業法人の役員に占める女性の割合を30%に増加 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

1. 女性農業地域リーダー育成支援 42（60）百万円

- 経営力向上や地域農業の発展のための問題意識をもった女性農業者を対象とした研修等の実施により、地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成します。

2. 女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援 36（36）百万円

- 農業経営者等を対象に、女性農業者が働きやすい環境整備に係るノウハウの習得を支援することにより、女性の活躍推進に取り組む農業経営体を全国に拡大します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1 女性農業地域リーダー育成支援



研修

女性農業者を対象に
・リーダーシップ能力の向上
・ブランディング手法の習得
・先進地における研修・調査
・課題解決型テキストの作成

リーダーとしての資質を備えた女性農業者を育成

2 女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援



セミナー

経営主を対象に
・人材育成、ワークライフバランス、労働環境改善のセミナー
・専門家による助言・指導
・ポータルサイトの構築

ロールモデル経営体を全国へ展開
農業界の働き方改革の実現

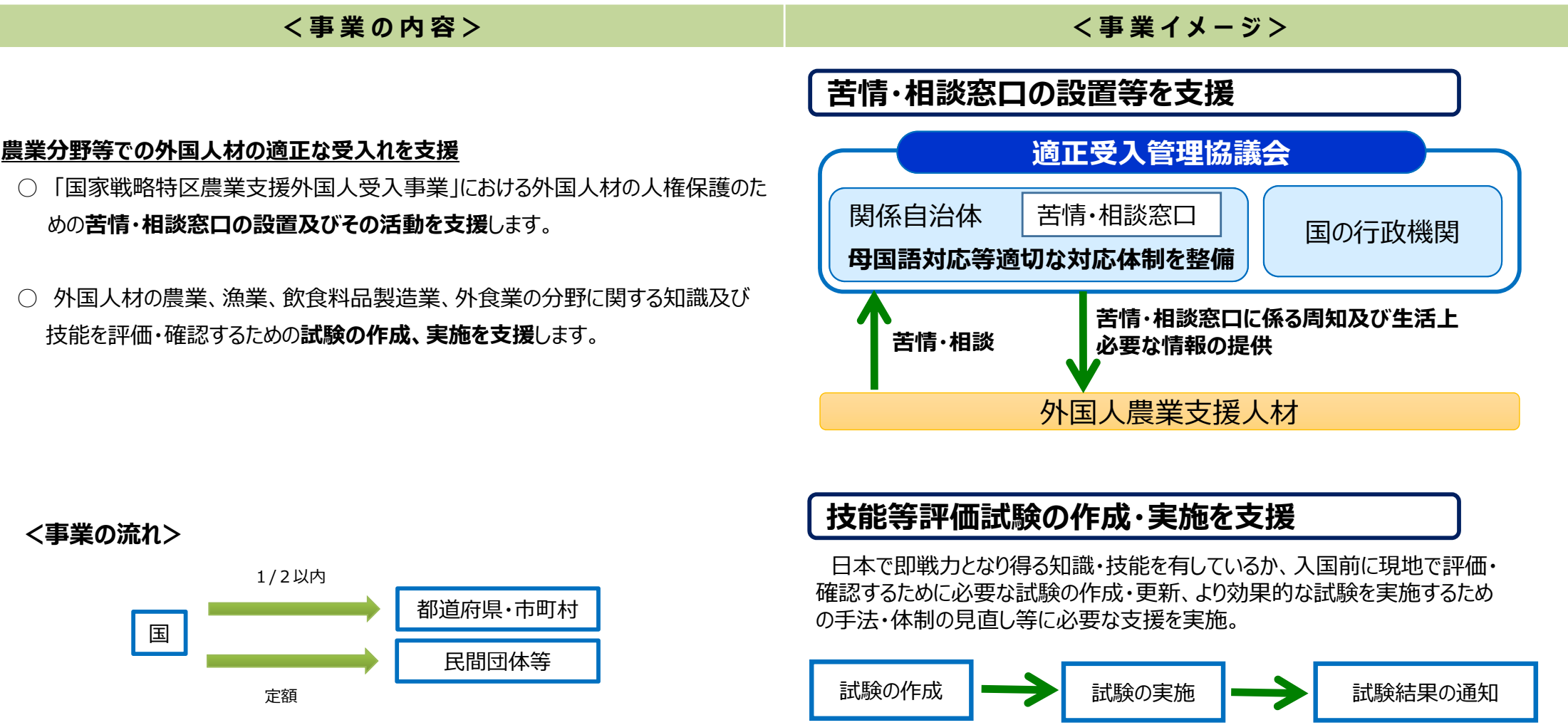
女性にとって魅力ある職業としての「農業」を実現

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野における外国人材の適正な受入れに向けて、日本で即戦力となり得る外国人材の知識・技能の確認等を支援します。

<政策目標>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野において就労する外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進



<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

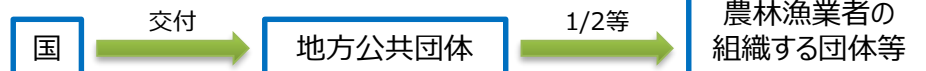
- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します。

<政策目標>

「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔平成32年まで〕）

<事業の内容>

1. 農泊推進事業

- 都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、**農泊ビジネスの体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、及び**専門人材の確保等を支援**
- 増大するインバウンド需要に対応するための、**ストレスフリーで快適に滞在できる環境の整備等への支援を拡充**（2年間の事業が完了した地域に対し、1地域200万円を上限に追加支援）

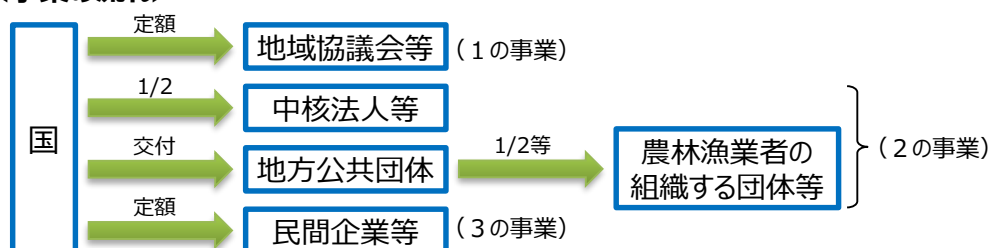
2. 施設整備事業

- **古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設**、活性化計画に基づき**農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、農泊を推進するために必要となる**施設の整備を支援**
- 増大するインバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる**収容能力の確保のため、地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備への支援を拡充**（1地域1億円を上限に支援）

3. 広域ネットワーク推進事業

全国で農泊に取り組む地域が効率的かつ効果的に事業を推進できる環境を整備するため、**デジタルマーケティング手法等を活用した国内外へのプロモーション、他分野との連携等の取組を支援**

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



【2の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2 (上限2,500万円等)

(活性化計画に基づく事業)

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



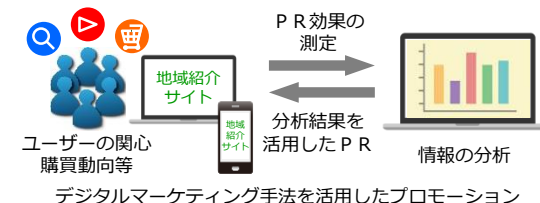
農産物販売施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【平成31年度予算概算決定額 10,369 (10,516) 百万円】
（平成30年度第2次補正予算額 334 百万円）

<対策のポイント>

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**地域関係者が一体となった被害対策の取組**や、**ジビエ利用拡大に向けた取組**を支援します。
- シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域かつ計画的な捕獲等のモデル実施や捕獲手法の普及等を行います。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加〔平成32年度まで〕
- シカ、イノシシを約68万頭捕獲〔平成31年度〕
- 野生鳥獣のジビエ利用量（平成28年度1,283トン）を平成31年度に倍増

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,227 (10,350) 百万円 (H30補正 334百万円)

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

（ハード対策）侵入防止柵、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設、衛生管理高度化設備、搬入促進施設（例：ジビエカージュニア、保冷車）の整備 等※1

（ソフト対策）

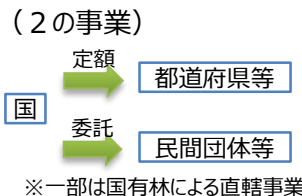
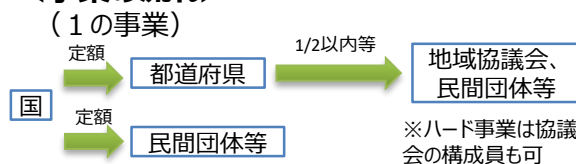
- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動※2
- ・ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」の取組※2
- ・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、**モデル地区の取組の横展開**※2
- ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組※3
- ・捕獲活動経費の直接支援※4
- ・鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修
- ・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援 等

- ※1 1/2以内（条件不利地は5.5/10以内、沖縄県は2/3以内）。侵入防止柵を自力施工する場合、資材購入費相当分を定額支援。
- ※2 1/2以内、定額（被害防止推進活動の取組状況に応じた限度額内で定額支援）。
- ※3 都道府県当たり2,300万円以内を定額支援。

2. シカによる森林被害緊急対策事業 142 (166) 百万円

- ・シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施
- ・捕獲手法の効果的な普及に向けたマニュアルの整備を実施 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

20 （2の事業）林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

<事業イメージ>

総合的な鳥獣被害対策



※4 シカ、イノシシの成獣について、焼却施設等へ運搬する場合は8千円/頭以内とする単価を追加（その他の単価は現行どおり）。

「スマート捕獲」の推進

ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現



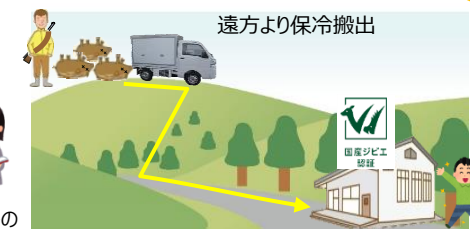
捕獲の効率化・合理化

「モデル地区の取組の横展開」



<ジビエカージュニア>

- 保冷搬出により肉の劣化を防止。より広域から搬入可能となる。
- 国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上



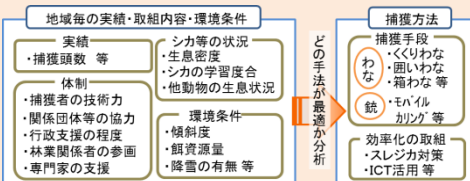
- 衛生管理高度化設備支援
- 処理加工施設の国産ジビエ認証取得促進

ジビエ利用率の向上、搬入・処理頭数の増大

【モデル的な捕獲等の実施】



【条件に応じた捕獲方法をマニュアル化】



<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<政策目標>

農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
- 事業実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

2. 商談会開催事業

バイヤーとの商談会を開催し、販路開拓を支援します。
商談会会場での売り込みに加え、WEB上での商談機能を強化。
※下線部は拡充内容

- 交付率：定額
- 事業実施主体：民間企業等
- 実施期間：1年

<事業の流れ>

- 1の事業を実施する場合



- 2の事業を実施する場合



<事業イメージ>

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのための地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等



合意形成・計画づくり

(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等



地域産品の加工及び商品化

山村
活
性
化
対
策
事
業

商談会開催事業

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営
商談会開催後のフォローアップ 等
WEB上での商談機能を強化（拡充）

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

林業成長産業化総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【平成31年度予算概算決定額 682（559）百万円】

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用などの様々な分野における**木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成29年] →40百万m³ [平成37年]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業

- 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業

- ① 木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。
- ② 木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業

- 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

- クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

- 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、民間企業や国民に対する普及啓発活動の取組を支援します。

6. 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業

- きのご原木等生産資材の導入円滑化や、薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供を支援します。

＜事業の流れ＞

定額（定額、1/2）、委託



1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及



地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及

2 「地域内エコシステム」構築事業



F/S調査や地域協議会の運営、技術開発、相談窓口の設置等



CNF等木材の新たなマテリアル利用の技術開発や用途開発、実証等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等
・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組
・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動



「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



・木材利用に取り組む民間企業ネットワークを構築し、マーケットインの発想で木材利用を進める上での課題・条件の整理等
・民間企業や国民に対する木材利用の理解促進等に向けた普及啓発活動、優れた地域材製品の顕彰、木育活動等



6 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業



きのご原木の需給情報の収集・分析・提供及び薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供



きのご原木等の生産資材導入費（震災前価格との差額の1/2）

【お問い合わせ先】

22

（1～5の事業）林野庁木材利用課

（6の事業）林野庁経営課

（03-6744-2120）

（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、**間伐や路網整備、再造林等を推進**するとともに、国土保全や地球温暖化防止等に貢献します。

＜政策目標＞

森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ha）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業	23,445 (23,194) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,046 (1,833) 百万円
林業専用道整備事業	1,015 (1,000) 百万円

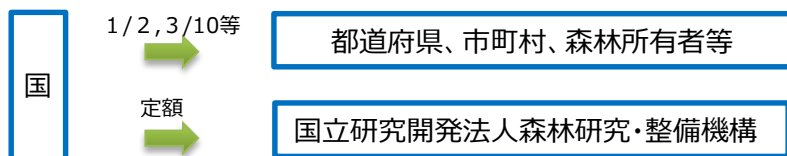
① 森林資源が充実した区域等において、**路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備**します。また、**効率的な森林整備のための航空レーザ計測等**を実施します。

② **再造林や間伐等の森林整備を推進**することで、健全な森林を育成します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林等の整備

特定森林再生事業（環境林整備事業を再編）	2,598 (2,850) 百万円
水源林造成事業	25,216 (24,845) 百万円

＜事業の流れ＞

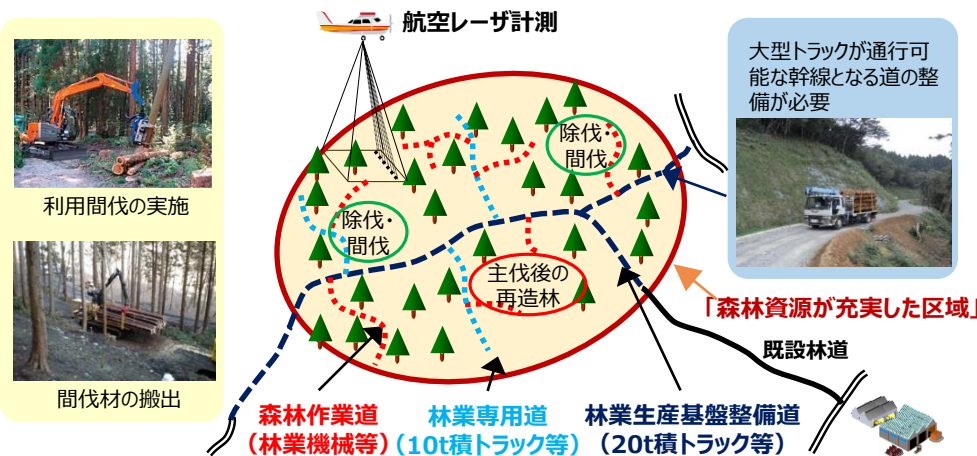


※このほか国有林による直轄事業を実施

新たな森林管理システムを支える条件整備
(森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心として重点的に支援)

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
- 利用間伐等の促進

- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
- ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



※ このほか、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額 92,714 (91,650) 百万円】

(平成30年度第2次補正予算額 5,000 百万円)

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜政策目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億 m^3 に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。

- ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ 平成30年度第2次補正予算では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を行う事業を対象としています。

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに配分**できます。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

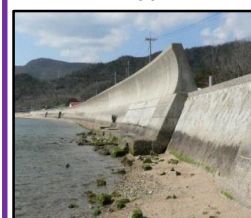


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

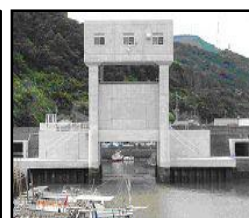


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

【お問い合わせ先】

（農業農村分野に関すること）

（森林分野に関すること）

24（水産分野に関すること）

農村振興局地域整備課

林野庁計画課

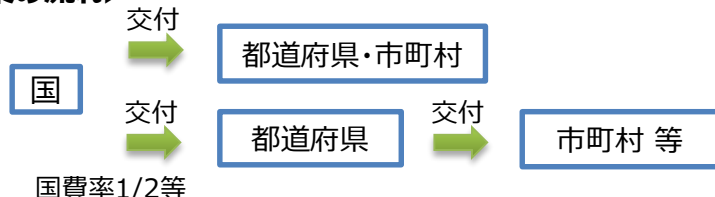
水産庁防災漁村課

(03-6744-2200)

(03-3501-3842)

(03-6744-2392)

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援**します。

<政策目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔平成33年度まで〕）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

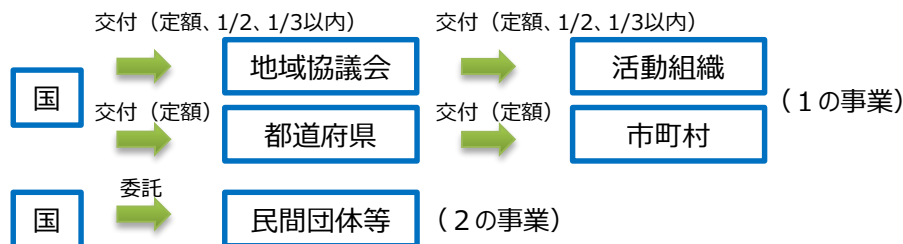
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,413 (1,483) 百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- **森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に、1活動組織当たり500万円/年（国からの交付額）を上限として支援**します。採択にあたっては、**3年間の活動計画等**が必要です。
- **地方公共団体の支援のある活動**や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等**を行う場合は、**優先的に支援**します。

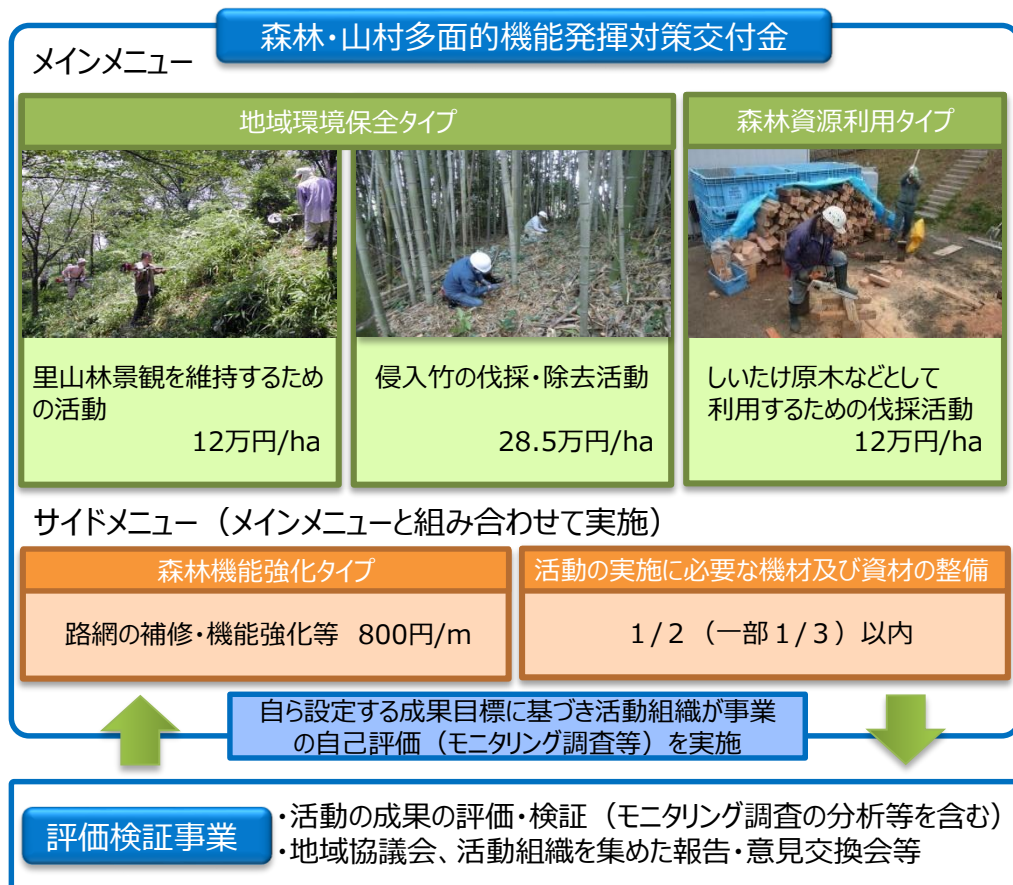
2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 12 (18) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等**を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上並びに外国人材の円滑な受入れを図るための環境整備を支援します。

＜政策目標＞

毎年2,000人の新規就業者を確保

＜事業の内容＞

1. 次世代人材投資（準備型）事業

- 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対し資金の交付を支援します。

2. 新規漁業就業者確保事業

- ①漁業就業促進情報提供事業
 - 就業希望者への就業情報の提供等を支援します。
- ②長期研修支援事業
 - 新規就業者の定着促進のため、漁業現場での長期研修を支援します。
- ③経営・技術向上支援事業
 - 若手漁業者の収益力向上のため、経営管理の知識等の習得を支援します。

3. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

- 海技士資格習得のための履修コースの運営を支援します。

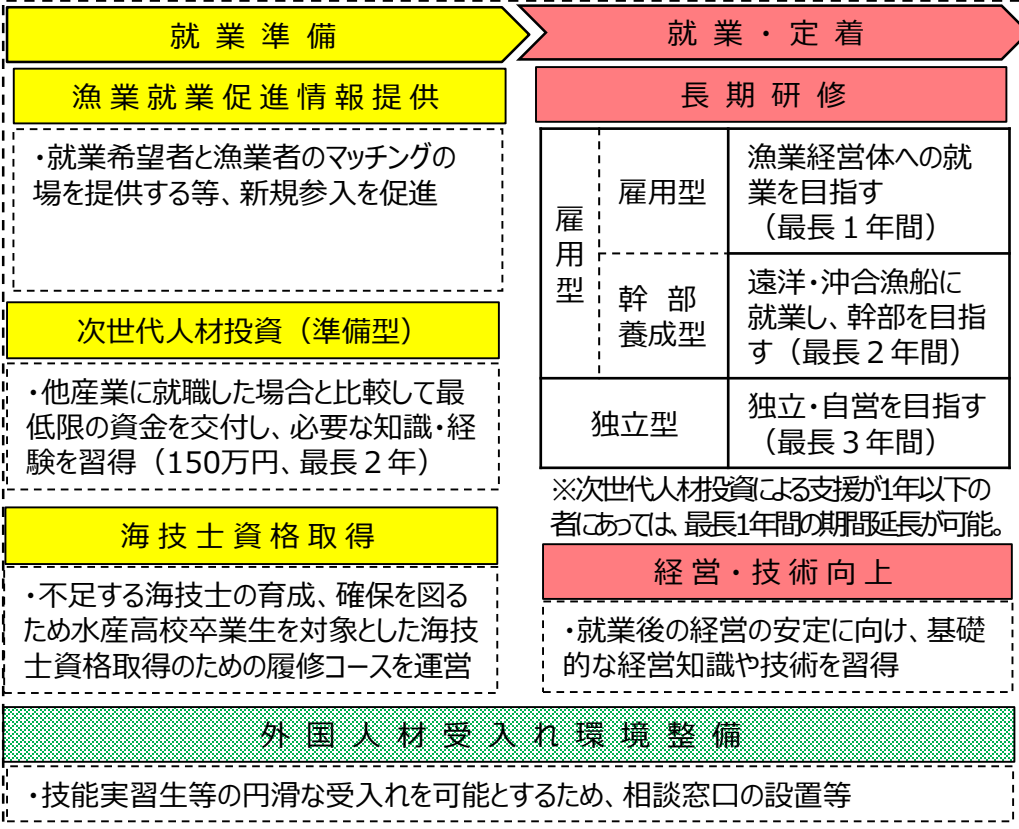
4. 外国人材受入れ環境整備事業

- 水産業に従事する技能実習生等の外国人材を、地域社会に円滑に受入れ、共生を図るための環境整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

- ・漁船の災害発生を減少させるため、漁船の安全操業等について知識を有する安全推進員の養成等を支援します。
- ・遊漁船の事故発生を減少させるため、遊漁船業の事故分析、遊漁船業者等の安全講習会及び現場での安全指導を支援します。
- ・小型漁船の安全性向上のための衝突や転覆等の削減に資する新技術の導入に係る実証試験を支援します。

<政策目標>

- ・漁船の事故隻数（662隻〔平成23～27年平均〕→587隻未満〔平成32年〕）
- ・遊漁船の事故隻数（72隻〔平成23～27年平均〕→64隻未満〔平成32年〕）

<事業の内容>

1. 漁船安全対策推進事業 8（9）百万円

- 操業実態に合わせた安全点検マニュアル作成のための漁業労働災害調査の実施や漁船の安全操業等について知識を有する「安全推進員」や安全推進員等を指導する「安全責任者」を養成するための講習会を支援。

2. 遊漁船安全対策推進事業 7（7）百万円

- 遊漁船業の事故分析、遊漁船業者等の安全講習会及び現場での安全指導を支援。

3. 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 14（28）百万円

- 海難事故が多い小型漁船を対象として、事故原因の上位を占める衝突、転覆事故の削減のための衝突回避技術や復原性向上技術等の導入に資する実証試験等に支援。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

水産業の抱える様々な課題

- 漁業は海上の労働の中で、最も危険性が高い
- 漁業者の減少・高齢化による労働力不足が進行
 - ・漁業や養殖業には、今なお様々な過酷な重労働・長時間作業の現場が多数存在。

安全対策の推進と革新的な技術の導入

- ・漁船安全対策推進事業
- ・遊漁船安全対策推進事業
- ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業

安心・安全に働き続けられる漁業を実現

【お問い合わせ先】 (1) 水産庁企画課 (03-6744-2340)
 (2) 水産庁研究指導課 (03-6744-2031)

＜対策のポイント＞

我が国漁業に甚大な被害をもたらす有害生物について、**各種対策を効率的・効果的に進め、総合的に漁業被害を防止・軽減することにより、漁業経営の安定化を図ります。**

＜政策目標＞

資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合の増加（90%〔平成34年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 大型クラゲ国際共同調査事業

- 日中韓の国際的枠組みの下、東シナ海及びその隣接海域等におけるモニタリング等による大型クラゲの出現や来遊状況の迅速な把握等を行います。

2. 有害生物調査及び情報提供事業

- 有害生物による被害対策を効率的・効果的に進めるため、有害生物の出現状況や生態等を把握するとともに、漁業関係者等に対する情報提供を通じた漁業被害の軽減に向けた取組を行います。

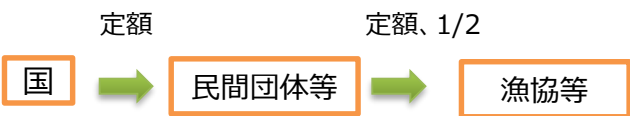
3. 有害生物被害軽減技術開発事業

- 漁業被害に対する漁業者等の自助努力を促進するため、有害生物による漁業被害を効果的・効率的に軽減する技術の開発・実証を行います。

4. 有害生物被害軽減対策事業

- 有害生物の駆除・処理、改良漁具の導入促進といった漁業者等による被害軽減対策を支援します。

＜事業の流れ＞

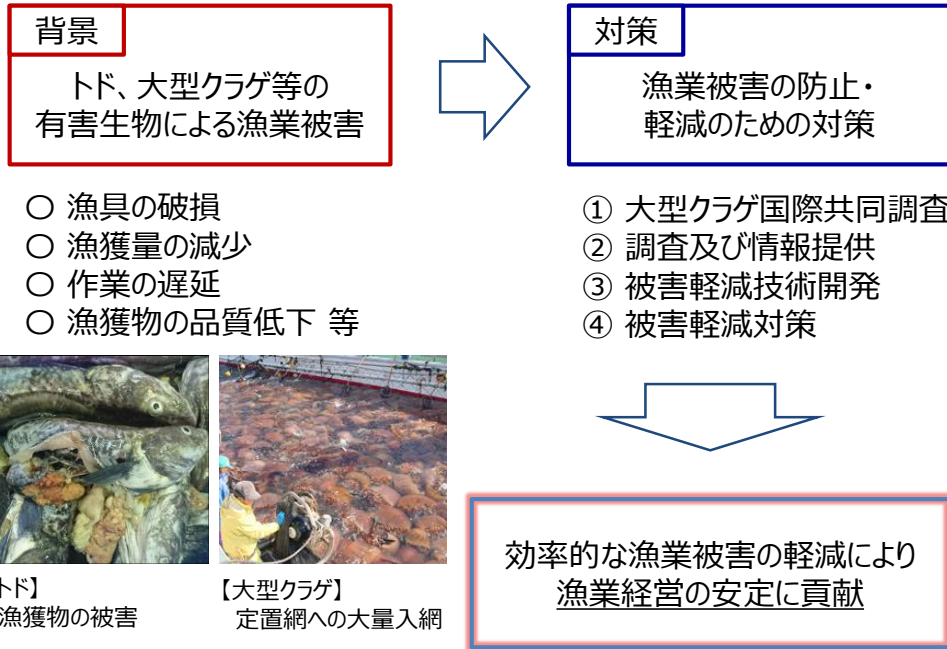


※ 事業1は、民間団体等まで

＜事業イメージ＞

【事業対象生物】

トド、大型クラゲ、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲ及びオットセイ
※ オットセイは事業2のみ



【トド】
漁獲物の被害

【大型クラゲ】
定置網への大量入網

【お問い合わせ先】 水産庁漁場資源課（03-3502-8487）

＜対策のポイント＞

内水面漁業・養殖業の振興のため、内水面漁場を有効かつ効率的に活用する体制の検討と、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築を推進します。

＜政策目標＞

主な栽培対象魚種及び養殖業等の生産量の増加（1,739千トン〔平成34年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. やるぞ内水面漁業活性化事業

- 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策を総合的に検討するとともに、内水面漁場管理のモデルとなる先進的な取組を支援します。

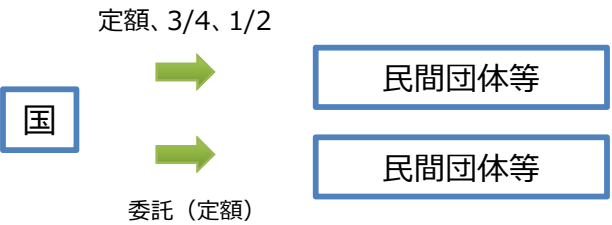
2. 内水面水産資源被害対策事業

- 内水面漁業者が行うカワウ・外来魚駆除活動等を支援します。また、ドローン等を活用した低コスト・効率的な内水面水産被害防止のための技術開発を推進します。

3. ウナギ等資源回復推進事業

- 河川における資源回復を図るため、内水面漁業者が行う生息環境改善の取組を支援します。また、河川における効果的な放流手法の検討等を実施します。
- 持続可能な鰻養殖を推進するため、養鰻業者等が行う資源管理のための取組を支援します。また、シラスウナギのトレーサビリティ手法の確立を図るとともに、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 内水面漁場の効率的な管理手法確立と全国展開

参考：ICTを活用した漁場監視の例

2. 内水面漁場の有効活用を阻害する要因の低減

3. ウナギ等内水面資源の緊急的な回復

内水面水産資源の回復・安定供給の実現

【お問い合わせ先】 水産庁裁培養殖課（03-3502-8489）
水産庁研究指導課（03-3502-0358）※
※ ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証のみ

＜対策のポイント＞

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

＜政策目標＞

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を5年間で20%増加〔平成32年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持（環境異変等への早期対応件数の割合を5年間で20%増加〔平成32年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 水産多面的機能発揮対策

- 漁業者等により構成された活動組織等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取り組みを支援します。

① 環境・生態系保全

ア 水域の保全

藻場、サンゴ礁の保全、種苗放流等の活動を支援します。

イ 水辺の保全

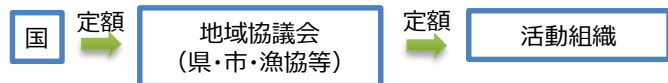
干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

② 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。

- ※ 上記の①及び②に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援します。

＜事業の流れ＞



- ・ 交付率：① 定額（1/2相当）
- ② 定額（ただし、資機材の整備は1/2以内）

＜事業イメージ＞



干潟の保全（干潟の耕うん）



漂流漂着物の回収・処理



藻場の保全（ウコの駆除）



国境・水域の監視